

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 32 年岐阜県条例第 29 号）、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岐阜県条例第 48 号）及び岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年岐阜県条例第 38 号）を改正することを勧告する。

1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

医療職給料表（一）、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける医師に対する支給月額を人事院勧告の内容を考慮して改定すること。

イ 宿日直手当について

勤務 1 回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は 4,400 円、医師の宿日直勤務は 21,000 円、人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする宿日直勤務は 7,400 円（執務時間が通常の執務日の 2 分の 1 の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ 6,600 円、31,500 円、11,100 円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成 30 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

勤勉手当の支給割合を 0.95 月分(再任用職員にあつては、0.475 月分) とすること。

b 人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員
(以下「管理・監督職員」という。)

勤勉手当の支給割合を 1.15 月分(再任用職員にあつては、0.575 月分) とすること。

c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を占める職員

勤勉手当の支給割合を 1.0 月分とすること。

(イ) 平成 31 年度以降の支給割合

a b 及び c 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分(再任用職員にあつては、それぞれ 0.725 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.925 月分(再任用職員にあつては、それぞれ 0.45 月分) とすること。

b 管理・監督職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分(再任用職員にあつては、それぞれ 0.625 月分) とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.125 月分(再任用職員にあつては、それぞれ 0.55 月分) とすること。

c 教育職給料表(一)の適用を受ける職員のうち学長の職を

占める職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分とすること。

2 岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の (2) のウの (ア)、2 の (2) のア及び 3 の (2) のアについては、平成 30 年 12 月 1 日から、1 の (2) のウの (イ)、2 の (2) のイ及び 3 の (2) のイについては、平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。